

【減免の対象となる障害者区分】

障害の区分		障がいの級別	
		障がい者本人が運転	生計同一者・常時介護者が運転
視覚障がい		1級～4級	1級～4級
聴覚障がい		2級・3級	2級・3級
平衡機能障がい		3級	3級
音声機能障がい(無喉頭)(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る)		3級	—
上肢不自由		1級・2級	1級・2級
下肢不自由		1級～6級	1級～3級
体幹不自由		1級～3級及び5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	1級・2級	1級・2級
	移動機能	1級～6級	1級～3級
心臓機能障がい		1級・3級	1級・3級
じん臓機能障がい		1級・3級	1級・3級
呼吸器機能障がい		1級・3級	1級・3級
ぼうこう又は直腸の機能障がい		1級・3級	1級・3級
小腸の機能障がい		1級・3級	1級・3級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		1級～3級	1級～3級
肝臓機能障がい		1級～3級	1級～3級
知的障がい		療育手帳 A1(最重度)・A2(重度) *但し、A(重度)と記載されているものも同様とする。	
精神障がい		精神障害者保健福祉手帳 1級をお持ちの方で、 自立支援医療受給者証(精神通院)を受けている方。	